

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 7 年 7 月 11 日

香川県病院事業管理者 槇 野 博 史

香川県病院局管理規程第 2 号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程
香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部分休業） 第12条 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第 2 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。 2 略	（部分休業） 第12条 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第 2 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため 1 日の勤務時間の一部（<u>2 時間を超えない範囲内の時間に限る。</u>）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。 2 略

附 則
この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。